

# 指定介護保険事業所事務担当者説明会

2006/10/23

## 資料2

請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表の見方について

岩手県国民健康保険団体連合会

# 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表の見方について

## 1. 返戻について

国保連合会では事業所から提出された給付管理票・請求明細書（サービス計画費）について、

- ①給付管理票の記載内容（一次チェック）・受給者の資格確認、事業所の情報確認（資格チェック）
- ②請求明細書（サービス計画費）の記載内容（一次チェック）・受給者の資格確認、事業所の情報確認（資格チェック）
- ③それぞれの審査後に給付管理票と請求明細書（サービス計画費）を突合（上限審査）

の流れで審査処理を行っています。この上記3点の処理の中で何らかの不備が発見された場合について返戻となります。

返戻の場合はデータや紙明細書等は事業所に返信（返送）されませんので、基本的に再提出が必要になります。

## 2. 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）が返戻になった場合について

- ①提出された給付管理票（新規・修正・取消）は返戻となった場合基本的に再提出が必要になります。

※新規で提出したが既に提出済、修正で提出したが修正する必要がなかった等の場合は再提出が必要ない場合もあります

- ②区分が新規の給付管理票が返戻になると、併せて提出したサービス計画費も「給付管理票と突合不一致」で返戻になっている可能性がありますので、給付管理票の再提出と併せてサービス計画費も再提出してください。
- ③給付管理票が返戻で決定していない場合、給付管理しているサービス事業所においても請求が「給付管理票と突合不一致」で返戻になっている可能性がありますので確認してください。

### 3. サービス事業所が返戻になった場合

- ①返戻となった明細書についてエラーコードでエラー理由を確認し再請求してください。
- ②居宅サービス事業所で「給付管理票と突合不一致」で返戻になっている場合は、基本的に居宅サービス事業所の明細書については間違いがないと思われませんが、居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）で給付管理票を出していない、もしくは提出した給付管理票に不備があったために決定できなかったと考えられますので居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）に確認し給付管理票と併せて再請求してください。
- ③既に請求済み等で返戻になった場合は、決定済のものが正しいのであれば対応の必要はありません。以前の決定が誤っている場合には実績を取り下げる（過誤取下げ）必要がありますので、その際は対象者の住んでいる保険者へ連絡してください。また、実績を取り下げた後に再請求をしてください。

### 4. 返戻の際の問合せはFAXで

毎月事業所へ送付している返戻一覧表について、不明な点がある場合に国保連合会への問合せの電話が殺到します（毎月1日～10日頃）。国保連合会では電話での即時回答が難しいため（返戻一覧表と関連する帳票出力と、返戻理由調査に時間がかかります）基本的にFAXでの問合せをお願いしております。極力電話でのお問い合わせは控えていただきますようお願い申し上げます。なお、FAXでの問合せ際には、FAX問合せ票に不明な点を明記していただき、返戻一覧表等を添付し送信していただくようお願いいたします。国保連合会でもできる限り早い回答を心がけておりますのでご協力お願いいたします。

<備考欄>

(1) A系 (A0~A9)	形式誤り	(16) V系 (V1~V2)	台帳突合誤り
(2) B系 (B0~BZ)	項目属性誤り	(17) W系 (W0~WH)	算定不可
(3) C系 (C0~C1)	二重登録	(18) Y系 (Y0~Y3)	医療
(4) D系 (D0~DT)	台帳突合誤り	(19) Z系 (ZZ)	その他
(5) E系 (E0~E8)	サービス提供年月誤り	(20) その他 (事由B)	その他
(6) F系 (F0~FE)	項目属性誤り		
(7) G系 (G0~G2)	緊急時情報関連		
(8) H系 (H1~H6)	特定情報関連		
(9) N系 (N0~NG)	二重登録		
(10) P系 (P0~PZ)	台帳突合誤り		
(11) Q系 (Q0~QZ)	台帳突合誤り		
(12) S系 (S0~SF)	計算誤り		
(13) R系 (R0~R8)	償還系エラー		
(14) T系 (T0~TR)	数値不正		
(15) U系 (U0~UB)	数値不正		

<事由欄>

- (1) A 一次チェックでエラーのあるもの
- (2) B 受給者・事業所の資格チェックでエラーのあるもの
- (3) C
  - ①請求明細書に対する給付管理票と突合不一致のもの
  - ②査定でエラーのあるもの
  - ③4種類以上のサービスを計画していないため返戻
  - ④本体報酬全査定で特定入所者介護サービスの請求があるもの
- (4) D サービス計画費に対する給付管理票が未提出のもの
- (5) E
  - ①審査委員会の判断による却下
  - ②時効による却下